軽減対象世帯が拡大されます。

平成29年度保険料率

所得割

均等割

世帯平等割

賦課限度額

されます。

法定軽減

2割

を含みます。

■保険料算出の例

人) に該当する場合。

世帯の所得

33万円

141万円

229万円

300万円

400万円

平成29年度国民健康保険料が決定

医療分

7.56%

25,280円

18,710円

■法定軽減対象の基準額の変更について

保険者数

保険者数

以下の場合に軽減対象になります。

※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

54万円

平成29年度

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険 分の合計となります。平成29年度から法律等の改正により、

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均 等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大

※世帯主と、国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の

法定軽減

7割

5割

2割

ただく部分(所得割)があります。

■均等割の軽減率

■所得割の軽減率

後期高齢者医療保険料は、全員に負担いただ

く定額部分(均等割)と、所得に応じて負担い

平成28年度まで、保険料の軽減措置がありま

7割(変更前は9割)

2割(変更前は5割)

賦課のもととなる所得金額(※)が58万

したが、平成29年4月分から軽減率が変更にな

※世帯の所得が低い元被扶養者は、均等割の軽

元被扶養者(制度加入の前日まで、

族の会社の健康保険などで被扶養者だった人)

※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は

(※) 平成28年中の総所得金額等-33万円(基

保険料の納付方法など詳しくは、広報やわた

減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。

3.44%

10,950円

8,110円

33万円+27万円×被 33万円+26万 5 千円

33万円+49万円×被|33万円+48万円×被

19万円

書を送付します。

6月に保険料の納付通知

の人は自動的に振替しま

険料は、

届け出をすれば口

年金から天引きされる保

納付方法の変更

(表1)

介護分

3.8%

12,430円

6,400円

16万円

平成28年度

保険料

60,840円

261,290円

452,430円

598,150円

735,430円

×被保険者数

保険者数

期割です。必ず納期内に納 月末から来年3月までの10

健康を支える国民

えて、お金(保険料)を出 皆さんの健康を支えていま け合いの制度です。 るときの医療費にあてる助 し合い、お医者さんにかか 国民健康保険(国保)は、 万一の病気やけがに備 す。 のうえ、指定金融機関にお がまだの人で希望される場 申し込みください。 書に必要事項を記入・押印 なお、口座振替の手続き 同封の口座振替依頼

等で納付してください。

※詳しくは納付書の裏面を

擬制世帯主

険料は、口座振替や金融機

コンビニエンスストア

座振替に変更することもで

きます。

天引き対象外の保

います。 国保の納付通知書の表紙に この場合、6月に送付する 保険料は年金から天引き る人は、9月 (4期) まで ※10月から天引き対象とな 口座振替や納付書で納付し (特別徴収)となります。 特別徴収用」と表示して また、一定の要件により

介護給付金に係る介護分

せた額(表1)です。 (40歳~64歳の人)を合わ

納付通知書

費にあてる医療分と後期高

険料は、加入者の医療給付

平成29年度の国民健康保

齢者支援金に係る支援分、

料を納める義務は、世帯主 制世帯主」といいます。 でない世帯主のことを「擬 負うことになります。 の加入者でない場合でも世 険料計算の対象にはなりま る場合は、これらの義務を 帯の中に国保の加入者がい にあります。世帯主が国保 このような国保の加入者 国保の各種届け出や保険 国保医療課。保険料収納課 ◆問い合わせ

> ▽軽減方法 失業者の前年給与 由コードで確認します。 険料を算定し、また高額療養費 定されている。 負担限度額等の所得区分の再判 所得を実際の3割とみなして保

▽手続きに必要なもの で軽減は終了となります。 康保険証、 その他の失業者 保険料減免 雇用保険受給資格者

0

▽要件 ①国保加入者全員 ▽手続きに必要なもの 額の1・1倍に世帯の医療 加入者全員の収入状況等をご 必要と認めた場合 1・1倍以内②その他、 己負担限度額を加算した。 近3カ月の収入が生活保護 大6カ月) 康保険証、給与支払証明書 証な民 にの自準直

額療養費負担限度額等 ※他の健康保険への加入等によ 翌月から平成30年7月までの高 29年度までの保険料と離職月の 年3月30日までに失業した人… る月から翌年度末の間 雕職日翌日の属する月から平成 (例) 平成28年3月31日から29 国保の資格を喪失した時点

すれば一部負担金を減免 となる場合、一 カ月以内(医師の意見により ▽減免期間 カ月に支払う一部負担金が 国保加入者が、 医師の意見により最原則として年間3 定の要件に 、医療機関 し該高でま 当額1

■変更後

外来

(個人単位)

57,600円

12,000円

年間上限144,000円

部負担金の減免

離職日翌日の属す

す。詳しくは、国保医療課まで免の対象となる場合がありまきしく減少する国保加入者も減著しく減少する国保加入者も減

外来十入院

(世帯単位)

80,100円+1%※3

〈44,400円〉※4

57,600円

〈44,400円〉※4

7月号でお知らせします。 70歳以上の高額療養費の上限額が変更

平成29年8月から、70歳以上の国 民健康保険と後期高齢者医療加入者 の、高額療養費の上限額が変更され ます(住民税非課税世帯は除く)。 高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額に なった場合、決められた上限額を超 えた額を払い戻す制度です。上限額 は個人または世帯の所得に応じて決 まります。

■ 変更前(平成29年7月まで) 自己負担限度額(月額) 外来十入院 所得区分 外来 (個人単位) (世帯単位) 80,100円+1%※3 現役並み所得者※1 44,400円 〈44,400円〉※4 12,000円 44,400円

一般※2

※1 窓口の負担割合が3割の人。

※2 窓口の負担割合が1割または2割で、住民税課税世帯の人。 imes3「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※4 「44,400円」は過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

◆問い合わせ 国保医療課

康保険料等の 負担を軽減

率 重

4 1/

か年

除く。

対象

円以下の人

礎控除額)

保険料軽減非自発的失業者の 所得は対象外です。 >軽減期間

滅を受けるには、届け出が必要 入者の保険料を軽減します。 業した国民健康保険(国保) 会社の倒産や解雇等により失 軽加

▽対象 ①離職時点65歳未満 れも満たす人。 次の①②の要件をいず

②雇用保険の「特定受給資格者」 されている離職年月日と離職理 または「特定理由離職者」と認 ※雇用保険受給資格者証に記載

▽手続きに必要なもの 期間に相当する保険料につい します。 保険を受給する場合、その受給 康保険証、 退職による国保加入者が雇用 所得割の月割額を3割減免 国民健

※給与所得以外の所得や、

者本人以外の国保加入者の給与

雇用保険受給資格者

できる書類、 印かん

(平成29年8月から)

自己負担限度額(月額)

お問い合わせください。